

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について(平成29年度決算ベース)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度の大間町の一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 37,794 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費 811,772 千円

(単位:千円)

事業名(目)		平成29年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	234,695	87,579	0	2,757	10,208	134,151
	老人福祉費	13,813	2,782	0	777	725	9,529
	児童福祉総務費	5,460	2,163	0	577	192	2,528
	児童措置費	153,573	102,524	0	11,098	2,825	37,126
	保育所費	71,329	0	0	6,528	4,582	60,219
	小計	478,870	195,048	0	21,737	18,532	243,553
社会保険	介護保険事業	97,732	1,453	0	0	6,808	89,471
	国民健康保険事業	125,969	44,092	0	0	5,790	76,087
	後期高齢者医療事業	21,203	12,711	0	0	600	7,892
	小計	244,904	58,256	0	0	13,198	173,450
保健衛生	保健衛生総務費	66,844	1,611	0	202	4,598	60,433
	予防費	21,154	425	0	0	1,466	19,263
	小計	87,998	2,036	0	202	6,064	79,696
合計		811,772	255,340	0	21,939	37,794	496,699

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業費(目)に要する一般財源の比率に応じてあん分。